

県有特許権等譲渡要領

(通 則)

第1条 県有(共有の場合を含む。以下同じ。)の特許権、実用新案権及び意匠権(以下「特許権等」という。)並びに県有の特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利(以下「特許を受ける権利等」という。)の譲渡(共有の場合における持分の譲渡を含む。以下同じ。)に関する取扱いについては、別に定めのあるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

(譲渡の範囲)

第2条 この要領で譲渡とは、県が単独で所有する特許権等又は特許を受ける権利等においては権利の全部について売り払うことをいい、共有にかかる特許権等又は特許を受ける権利等においては権利の持分の全部について、原則として共有者に対して売り払うことをいう。

2 特許権等又は特許を受ける権利等は、県内産業の振興等のため、譲渡することができる。ただし、特別の必要があると認められる場合は、この限りではない。

(譲渡の対象となる特許権等又は特許を受ける権利等)

第3条 特許権等又は特許を受ける権利等のうち、次の各号に定めるものを譲渡対象とする。

(1) 県が単独で所有する実施許諾中(県有特許権等実施許諾等要領に定める実施許諾をいい、直近まで実施許諾していたものを含む。以下同じ。)の特許権等

(2) 県が単独で所有する実施許諾中の特許を受ける権利等

(3) 共有にかかるすべての特許権等

(4) 共有にかかる実施許諾等中(県有特許権等実施許諾等要領に定める実施許諾等をいい、直近まで実施許諾等していたものを含む。以下同じ。)の特許を受ける権利等

2 前項の規定にかかわらず、実施許諾中でない県が単独で所有する特許権等は、必要があると認められる場合、実施許諾中でない県が単独で所有する特許を受ける権利等は、特別の必要があると認められる場合は、それぞれ譲渡の対象にできる。

3 第1項の規定にかかわらず、実施許諾等中でない共有にかかる特許を受ける権利等は、必要があると認められる場合は、譲渡の対象にできる。

(譲渡の申込み)

第4条 特許権等又は特許を受ける権利等の譲渡を受けようとする者は、様式第1による譲渡申込書を、公設試験研究機関等の長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 利用計画書(様式第2)

(2) 住民票抄本(法人その他の団体にあつては、登記事項証明書、定款、寄付行為又は規約等の写し等)

(3) 利用内容が監督官庁の許可、認可等を要するものは、それらの手続きを得たことを証する書面

(4) その他参考となる書類(法人その他の団体にあつては決算報告書等)

3 第1項の申込書を受理した公設試験研究機関等の長は、当該申込書を添えて、様式第3の1により所管部局長に副申書を提出するものとする。

4 前項の副申書を受理した所管部局長は、特許権等又は特許を受ける権利等の譲渡を行おうとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて、様式第3の2により秋田県職務発明審査会（以下「審査会」という。）の開催を秋田県職務発明審査会会長に依頼する。

- 一 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 譲渡を行おうとする発明等の明細
 - イ 譲渡を受けようとする者
 - ウ 譲渡を行おうとする理由
 - エ 競合他社や生産者、消費者等への影響
 - オ 譲渡予定年月日
 - カ 譲渡価格及びその納付方法等に関する事項
 - キ 譲渡等の条件
 - ク その他参考となる事項
- 二 譲渡価格算定方法説明書（様式第4）
- 三 売買契約書案（様式第5）
- 四 譲渡申込書
- 五 共同研究にかかる場合は共同研究契約書（当該契約に附属した協議書等を含む）

（譲渡の手続き）

第5条 秋田県職務発明審査会会長は、前条第4項の依頼があったときは、審査会に諮るものとする。

2 秋田県職務発明審査会会長は、審査会の結果について、様式第6により所管部局長に通知し、所管部局長はその写しを公設試験研究機関等の長に通知するものとする。

（譲渡契約の締結）

第6条 所管部局長は、審査会が譲渡の決定をしたときは、売買契約書を締結して譲渡する。

（譲渡の報告等）

第7条 所管部局長は、前条の規定により特許権等又は特許を受ける権利等を譲渡したときは、様式第7により公設試験研究機関等の長に通知するとともに、その写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。

2 所管部局長は、特許権等を譲渡したときは、公有財産異動報告書により、出納局長に報告するとともに、その写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。

（譲渡価格）

第8条 特許権等を譲渡するときは、特許権等譲渡価格算定基準（別紙）により算出した額を譲渡価格とする。

2 特許を受ける権利等を譲渡するときは、特許権等譲渡価格算定基準に準じて算出した額を譲渡価格とする。

附 則（平成16年3月29日学術1812号）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月13日試9号)

この要領は、平成17年5月13日から施行する。

附 則 (平成19年9月5日試250号)

この要領は、平成19年9月5日から施行する。

附 則 (平成22年5月6日学149号)

この要領は、平成22年5月7日から施行する。

附 則 (平成23年5月27日学226号)

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

附 則 (平成26年2月25日学810号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月8日学17号)

この要領は、平成27年4月8日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日学870号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。